

グリーン調達ガイドライン



制 定 2003 年 2月 10日
適用実施 2003 年 4月 1日
第23版改訂 2026 年 7月 1日

ヤマハ発動機株式会社

目次

1. はじめに

2. ヤマハ発動機グループの環境活動

2. 1 地球環境に関する考え方

2. 2 環境活動

3. お取引先へのお願い事項

3. 1 気候変動の取り組み

3. 2 資源循環の取り組み

3. 3 生物多様性の取り組み

3. 4 環境マネジメントシステムの構築と運営

3. 5 環境負荷物質（製品含有化学物質）の管理

3. 6 環境教育と環境コミュニケーション

3. 7 その他のお願い事項

1. はじめに

ヤマハ発動機グループは、1990年代初頭、『地球環境重視の経営』を打ち出し、1991年には、『地球環境方針』を制定し、以来、環境を経営の重要な柱と認識し、現在も環境活動に積極的に取り組んでおります。

昨今は、ESGが企業の価値に大きな影響を与えるようになり、環境（E）は、ESGの重要な取り組み項目となっております。併せて最近の環境動向をみると、環境負荷物質に関する規制が各国・各地域で次々と制定されています。グローバルに活動を展開するヤマハ発動機グループでは、各国・各地域の環境負荷物質規制を遵守するため、環境負荷物質の管理を徹底しております。

環境負荷物質の管理活動をはじめ、温暖化防止、循環型社会の形成、水リスクへの対応、生物多様性活動など、環境活動は何れをとっても、地球規模の課題であり、私どもと価値観を共有いただけるお取引先の皆様と一体となる環境活動の推進なくしては、持続可能な社会の実現はありえません。

お取引先におかれましても、ヤマハ発動機グループの環境への考え方や取り組みを理解いただき、本ガイドラインに基づき、積極的な環境活動の推進をお願い致します。

ヤマハ発動機株式会社
サステナビリティ委員会 委員長
取締役



2. ヤマハ発動機グループの環境活動

2. 1 地球環境に関する考え方

ヤマハ発動機株式会社は環境活動を進めるにあたり、経営理念及びサステナビリティ基本方針に基づいた活動を推進します。

<経営理念（抜粋）>

= 社会的責任のグローバルな遂行 =

私たちは、世界的な視野と基準で行動しなければならない。
地球環境や社会との調和に努め、公正で誠実な事業活動を通じて、
社会的責任を果たす企業でなければならない。

<サステナビリティ基本方針（抜粋）>

ヤマハ発動機グループは、「感動創造企業」を企業目的に、社会や地球環境との調和を図りながら、製品やサービスを通じて世界の人々に喜びや驚き、高揚感、そして豊かさや幸福感を提供し続けていくことを目指しています。これを実現するために私たちは、人と人とのつながりから生まれる共感を新しい価値を生む原動力とし、適正な企業統治の下、社会から信頼される企業として、革新的で多様な製品やサービスを通じ、ヤマハらしい形で社会の課題解決と持続的発展に貢献していきます。

取引先においても、この方針を支持し、それに基づいて行動することを要請します。

- 私たちは、国際ルール・法令を遵守するとともに腐敗防止に取り組み、公正・誠実に業務を遂行します。
- 私たちは、人権を尊重し、差別をせず、いかなる形であれ児童労働・強制労働は行いません。
- 私たちは、ステークホルダーとの関係を大切に、適時かつ適正な情報開示を行います。

= 地球環境（抜粋） =

地球温暖化防止に向けた技術開発を進め、環境負荷の最小化に努めます。また、生物多様性の保全とその持続可能な利用に取り組みます。

2. 2 環境活動

ヤマハ発動機グループは、グループの環境長期目標「環境計画2050」を設定しグローバル視点で環境保全と生物多様性に取り組んでいます。

気候変動、資源循環、生物多様性を重点取り組み分野として、CO₂排出量の削減や資源利用の削減を目指します。また、法令順守や化学物質管理などマネジメント分野の取組みも推進していきます。

計画の概要

取り組み分野	2050年目標	重点取り組み項目
気候変動 	1 製品におけるCO ₂ 排出量の削減 (Scope 3 Cat. 11 2024年比86%以上削減) ※販売台数原単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ICE※系燃費改善 ・BEVモデルのラインナップ拡大 ・CN燃料※などエネルギーの多様化に対応するパワートレイン開発 ※ICE (internal combustion engine) 内燃機関 ※CN (carbon neutral) 燃料：水素、バイオ、合成液体燃料など
	2 事業拠点におけるCO ₂ 排出量の削減 (Scope 1, 2 2035年カーボンニュートラル達成)	<ul style="list-style-type: none"> ・生産活動で排出されるCO₂を削減 (t-CO₂/売上) ・物流活動で排出されるCO₂を削減
資源循環 	3 製品における限りある資源の有効活用と循環利用の促進 (サステナブル原材料の利用)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮型設計の検討 ・サステナブル原材料の利用促進
	4 事業拠点における限りある資源の有効活用と循環利用の促進 (事業活動における廃棄物埋立ゼロ、廃棄物削減：原単位1%/年)	<ul style="list-style-type: none"> ・製造段階におけるリサイクルの質向上/埋立ゼロ化/廃棄物削減 ・水ストレスシナリオに基づき水使用量低減活動を推進
生物多様性 	5 各国・各地域で環境保全・生物多様性の活動を強化	<ul style="list-style-type: none"> ・製品を使用するフィールド(陸・海・空)を守る活動 ・各国・各地域の環境課題解決に貢献する活動
マネジメント 	6 マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・環境法令順守と製品化学物質管理の強化 ・各国・各地域の大気汚染改善への貢献 ・生産活動におけるVOC排出の低減 ・サプライヤーと連携した環境活動の推進 ・グローバルな環境教育による環境保全意識の啓発

- ・Scope 1：直接的な温室効果ガス（GHG）の排出
- ・Scope 2：間接的な温室効果ガス（GHG）の排出
 ※他社から供給された電気、熱・蒸気などの使用に伴う間接排出
- ・Scope 3：Scope 1, 2以外の間接排出

3. お取引先へのお願い事項

お取引先においても、当社の環境活動を理解し、それに基づいた取り組みをお願い致します。

3. 1 気候変動の取り組み

ヤマハ発動機グループでは温室効果ガス排出量削減を環境の重要取り組み項目として掲げています。温室効果ガス排出量削減にはライフサイクル全体で、取り組むことが大切であると考えています。お取引先におかれましても、事業活動全体で温室効果ガス排出量削減のための活動推進をお願い致します。

- 1) 納入品の全ライフサイクル(製造、輸送工程など)における使用エネルギーの低減
- 2) 納入品そのものの消費エネルギー効率の改善
- 3) 再生可能エネルギーの積極的な活用

3. 2 資源循環の取り組み

a) ヤマハ発動機グループは、限りある資源を有効に利用し、循環型社会を形成することが、持続可能な社会の実現に不可欠と考えています。お取引先におかれましても、投入する資源を最小化する取り組みをお願い致します。

- 1) 省資源化への配慮
 - ・天然資源の使用量削減
 - ・包装材料の削減
 - ・製造時における投入資源と排出物削減、及び廃棄物の低減
- 2) 再使用可能性への配慮（再使用容易化、長寿命化など）
- 3) リサイクル可能性への配慮（材料リサイクル、熱回収リサイクルなど）
- 4) 処理・処分容易性への配慮（分解性／破砕処理容易化など）

b) 地球環境の変化にともない、世界の各地で渇水や洪水が頻繁に発生するようになり、一度発生すると、その被害はより深刻になっています。ヤマハ発動機グループでは各国各地域の水リスクを考慮して、リスクに応じた水使用量削減の活動を推進しています。お取引先におかれましても、各国、各地域、立地を考慮した水リスクへの対応をお願い致します。

- 1) 取水量を最小限とする節水活動、再利用技術の活用
- 2) 立地ごとによる水リスクをの把握とリスクに応じた取り組み

3. 3 生物多様性の取り組み

ヤマハ発動機製品が躍動するのは自然豊かなフィールドをはじめとする様々な環境です。弊社製品のフィールドの一つである自然環境を豊かにするのに欠かせないのは、生物多様性です。弊社は、“生物多様性基本取り組み姿勢”の基下、環境保護活動を積極的に行っております。お取引先におかれましても、生物多様性の積極的な活動をお願い致します。

- 1) 企業活動が与える生物多様性への影響をの把握と最小化への取り組み
- 2) 地球環境との調和に配慮した自然を守り、育む活動の推進

3. 4 環境マネジメントシステムの構築と運営

ヤマハ発動機グループは環境マネジメント体制を構築し、環境活動を組織的、かつ効率的に推進しています。お取引先におかれましても環境マネジメント体制を構築し、運営をお願い致します。

具体的には、下記（１）～（３）のいずれかを満たすようお願い致します。

- (1) ISO14001 認証・登録による環境マネジメントシステムの構築
- (2) 環境省「エコアクション2.1」認証・登録による環境マネジメントシステムの構築
※日本国内のみ
- (3) 上記以外の場合には、以下の①～⑤を満たす取り組み
 - ①「環境方針」、「環境目標及び目標達成のための実行計画」の策定
 - ②環境管理責任者、組織等の設置と適切な環境管理活動の推進
 - ③環境法規制の遵守
 - ④以下、環境への積極的な取り組み
 - ・事業のリスクと機会の把握と優先順位の高い環境活動への積極的な取り組み
 - ・ヤマハ発動機グループ「環境計画2050」に対応する活動への取り組み
 - ⑤環境に関する緊急事態への対応方法の明確化

3. 5 環境負荷物質（製品含有化学物質）の管理

昨今、環境負荷物質に関する規制が各国、各地域で次々と制定されています。

グローバルに活動を展開するヤマハ発動機グループでは、各国、各地域の規制を遵守するため、特に製品含有化学物質の管理を徹底しております。

製品含有化学物質の管理におきましては、お取引先の協力が不可欠となります。お取引先におかれましても、化学物質管理の徹底をお願いいたします。

具体的には、表1「お取引先への環境負荷物質（製品含有化学物質）管理依頼一覧表」に沿った管理をお願いいたします。

表1 「お取引先への環境負荷物質（製品含有化学物質）管理依頼一覧表

区分	対象製品					
分類番号	①	②	③	④	⑤	⑥
対象	部品 補給部品	原材料	梱包材 1	間材 1 用品	仕入品 仕入用品	梱包材 2 間材 2 設備、建設材料
指示	図面 (外設依頼書)	YGK、 材料仕様書等	図面 (含む図面相当のもの)	グリーン調達ガイドライン	グリーン調達ガイドライン	グリーン調達ガイドライン
管理物質	YGK-A-119	YGK-A-119	YGK-A-119	YGK-A-119	グリーン調達ガイドライン表2	グリーン調達ガイドライン表2
確認方法	・YGK-A-119 遵守誓約書 ・IMDS など	・YGK-A-119 遵守誓約書 ・IMDS など	・YGK-A-119 遵守誓約書 ・個別帳票 ・IMDS など	・YGK-A-119 遵守誓約書 ・個別帳票 ・IMDS など	・不使用誓約書 ・個別帳票 ・IMDS など	・不使用誓約書 ・個別帳票 ・サステナビリティ ガイドライン合意確認書 など
確認時期	個別依頼時 *新規設定時 図面改定時 工程変更時など	個別依頼時 *新規設定時 材料成分変更時 など	個別依頼時 *新規設定時 材料成分変更時 など	個別依頼時 *新規設定時 材料成分変更時 など	個別依頼時 *新規取引開始時 含有情報必要時 など	個別依頼時 *新規取引開始時 含有情報必要時 など

■ 各分類の定義と対象製品例

- 分類① 部品 .. 生産部品、CKD部品 / 補給部品 .. 補修部品
- 分類② 原材料 .. 生産品の一部となる材料（鋼材、樹脂材、塗料等）
- 分類③ 梱包材 1 .. 製品を包んだり保護したりするために使用され、お客様(注)まで届くもの。
- 分類④ 間材 1 .. 生産品の一部となる副資材（接着剤、オイル、冷却液等）
用品 .. 弊社が製品仕様を決定し、弊社ブランドロゴを冠するアクセサリや定期交換油脂類
- 分類⑤ 仕入品 .. 他社仕入商品、他社ブランドの仕入車両、中古車両 ライセンスグッズ 等
仕入用品 .. 他社ブランド用品
- 分類⑥ 間材 2 .. 生産品の一部とならない副資材 等（製造工程で使用する切削油等）
梱包材 2 .. 製品を包んだり保護したりするために使用されるが、お客様(注)には届かないもの。(工場間梱包材等)

■ 全ての製品において対象販売国法規の遵守を求めます。

又、必要に応じ、不使用誓約書や成分データの提出を依頼させていただきます。

(注) お客様とは、法人顧客、販売店、及び最終顧客と定義します。

1) 製品分類番号 ①～④

<基準>

ヤマハ技術規程『環境負荷物質管理基準YGK-A-119』の遵守をお願いいたします。

<お取引先へのお願い事項>

- ・当該品を納入するお取引先には、各社一葉の“YGK-A-119遵守誓約書”などのご提出をお願いいたします。
- ・ご提出いただいたYGK-A-119遵守誓約書などは、YGK-A-119の改訂があった場合も、常に最新のYGK-A-119を誓約の対象とさせていただきます。
- ・当該品に関し、当社よりIMDSデータ等により、納入品の成分データの提出をお願いする場合があります。依頼がありましたら、指定期日までにご提出をお願いいたします。
- ・構成する材料変更等により、ご提出いただいたIMDSデータ等、納入品成分データに変更があった場合、弊社の要請の有無に関わらず、必ず再提出をお願いいたします。
- ・製品群、用途、使用環境や使用される国や地域などの事情により、『YGK-A-119』とは別にヤマハ発動機グループ各社より、管理する物質が制定される場合があります。その場合、追加された物質の管理も併せてお願いいたします。

2) 製品分類番号 ⑤、⑥

<基準>

グリーン調達ガイドライン 表2「グローバル共通禁止物質」の遵守をお願いいたします。

表2は国際条約で決定した各国共通で禁止に取り組む化学物質のみを規定しています。条約に加盟していない国でも、“表2グローバル共通禁止物質”の遵守をお願いいたします。禁止のタイミングは条約で化学物質が決定された後、1年後を目安とします。

“表2 グローバル共通禁止物質”に加えて、使用用途・環境や使用される国や地域の規制等により、ヤマハ発動機グループ各社が禁止物質を制定する場合があります。

<お取引先へのお願い事項>

- ・当社よりお取引先には各社一葉の不使用誓約書などの提出をお願いする場合があります。依頼がありましたら、指定期日までにご提出をお願いいたします。
- ・不使用誓約書など提出後、グリーン調達ガイドライン表2に改訂があったり、グリーン調達ガイドライン表2とは別にヤマハ発動機グループ各社より、管理する物質が追加された場合には、再度不使用誓約書などの提出をお願いする場合があります。依頼がありましたら、指定期日までにご提出をお願いいたします。
- ・不使用誓約書などご提出後、新たに納入する当該品が発生した場合もご提出いただいた不使用誓約書などの対象とさせていただきます。
- ・当該品に関し、環境負荷物質の含有状況および成分情報の把握を目的として、SDS（安全データシート）や成分データのご提出をお願いする場合がございますので、依頼がありました際には、指定期日までのご対応をお願いいたします。

表2 グローバル共通禁止物質

納入品に含有してはいけない物質を示す。
 非意図的含有や副生成物など、含有基準は根拠法に準じる。
 各国・地域の法規等により禁止されている物質（用途）は、法規を優先する。

対象規制など	化学物質名	CAS 番号	閾値
ストックホルム条約(POPs) 付属書A(廃絶)	アルドリン	309-00-2	なし(適切な分析方法に おいて検出されない)
	α -ヘキサクロロシクロヘキサン	319-84-6	
	β -ヘキサクロロシクロヘキサン	319-85-7	
	クロルデン又はヘプタクロル	57-74-9 等	
	クロルデコン	143-50-0	
	ディルドリン	60-57-1	
	エンドスルフアン又はベンゾエピン	115-29-7 等	
	エンドリン	72-20-8	
	ヘキサブロモビフェニル	36355-01-8 等	
	ヘキサブロモシクロデカン	3194-55-6 等	
	ヘキサブロモジフェニルエーテル	36483-60-0 等	
	ヘプタブロモジフェニルエーテル	68928-80-3 等	
	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	
	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	87-68-3	
	γ -ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン	58-89-9	
	マイレックス	2385-85-5	
	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	
	ペンタクロロフェノール、その塩及びエステル類	87-86-5 等	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	1336-36-3 等	
	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)	2050-69-3 等	
	テトラブロモジフェニルエーテル	5436-43-1	
	ペンタブロモジフェニルエーテル	60348-60-9	
	トキサフェン	8001-35-2	
	短鎖塩素化パラフィン(SCCP)	85535-84-8 等	
	デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5	
	ジコホル	115-32-2	
	ペルフルオロオクタ酸(PFOA)とその塩及び PFOA 関連物質	335-67-1 等	
ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質	355-46-4 等		
デクロラプラス	13560-89-9等		
UV-328	25973-55-1		
メキシクロル	72-43-5		
クロルピリホス	2921-88-2		
中鎖塩素化パラフィン(MCCP)	85535-85-9 等		
長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及びLC-PFCA 関連物質	375-95-1 等		
ストックホルム条約(POPs) 付属書B(制限)	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩、ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)=フルオリド(別名PFOSF)	50-29-3 1763-23-1 等	特定水銀使用製品により 水銀含有量の閾値あり
水俣条約	水銀及びその化合物	7439-97-6 等	
モントリオール議定書 付属書A	CFCs (CFC-11, FC-12, CFC-113, CFC-114, CFC-115) ハロン	75-69-4 等 353-59-3 等	なし(適切な分析方法に おいて検出されない)
モントリオール議定書 付属書B	その他の CFCs (CFC-13, CFC-111, CFC-112, CFC-211, CFC-212, CFC-213, CFC-214, CFC-215, CFC-216, CFC-217) 四塩化炭素	75-72-9 等 56-23-5	
モントリオール議定書 付属書C	1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム) HBCFs ブロモクロロメタン	71-55-6 1868-53-7 等 74-97-5	
モントリオール議定書 付属書D	臭化メチル	74-83-9	

3. 6 環境教育と環境コミュニケーション

お取引先には環境教育と環境コミュニケーションの活動への取り組みもお願い致します。

3. 7 その他のお願い事項

お取引先における環境活動への取り組み状況につきまして、調査を実施させていただくことがあります。ご協力をお願い致します。

改訂履歴(1)

改訂番号	年月日	理由・内容
第1版	2003年6月30日	ジクロロメタンを使用禁止または制限する物質に追加 (P.5に記載)
第2版	2004年6月30日	【使用禁止物質】 アゾ化合物、ジクロロメタンを追加 【代替を推進する物質】 塩化ビニルを削除。短鎖型塩素化パラフィン、砒素及び 砒素化合物を追加。対象とする全ての用途を再確認し、 修正
第3版	2004年12月29日	適用範囲をヤマハ発動機よりヤマハ発動機グループに 拡大 表2中、『代替完了期限』を『含有禁止開始日』に変更 表2中、六価クロムの含有禁止開始日の見直し 表2中、六価クロムの除外用途に亜鉛-鉄合金めっき、 亜鉛-ニッケル合金めっきのクロメートを追加
第4版	2005年8月1日	制定目的に『自主取組みの精神の下』を追加 ガイドラインの製品群、部品、地域に合わせて事業部、 拠点、グループ会社毎の扱いを追加 表2中、鉛含有電子基盤及びその他の電気はんだの含 有禁止開始日削除 表2中、補給部品の扱いを追加 表3「削減を求める物質」を追加 C物質(管理抑制)の扱い追加
第5版	2005年12月28日	グリーン調達推進方法を追加 補給部品の扱いを変更 C物質表を追加
第6版	2006年7月1日	発行責任を環境企画推進部会に変更 使用禁止物質の副生成物の扱いを明確にした。 化審法第1種特定化学物質に2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリ アゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノールを追加 (表1,表2)

改訂履歴(2)

改訂番号	年月日	理由・内容
第7版	2006年12月28日	化審法第1種特定化学物質に2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル),ヘキサクロロブタ-1,3-ジエンを追加
第8版	2007年7月1日	制定目的と適用範囲に環境負荷物質削減大日程表の文を追加
第9版	2007年12月28日	1. アスベストを規制値の厳しい法令側に移動
第10版	2008年8月1日	禁止物質を1種類追加
第11版	2010年7月30日	1. 「D物質」、「C物質」の定義見直し 2. 環境負荷物質不使用誓約書依頼について記述追加 3. 補給専用部品の代替期限について表現変更 4. 「D物質」、「C物質」の対象法令の改正情報更新
第12版	2010年11月19日	『表1 使用禁止物質』の誤記訂正
第13版	2012年4月27日	制定目的の見直し 「地球環境方針」を「地球環境に関する考え方」に変更 環境負荷物質の適用範囲の見直し 「表1 使用禁止物質」の「2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール」の除外用途を削除 「表1 使用禁止物質」に「PFOS又はその塩」を追加 「表2 代替を推進する物質」の誤記訂正 「表2 代替を推進する物質」のSc「2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール」、Sh「1,2,5,6,9,10-ヘキサブROMシクロデカン」は、それぞれ地域・用途限定していたが、グローバル適用としたため、表2から削除 表2の注意書き「含有とみなさない条件」を見直し
第14版	2013年10月31日	禁止物質を12種類追加
第15版	2015年1月30日	1. 表1のHBCDをShからScに移行 2. 表3のDcの条文番号誤記訂正
第16版	2016年4月1日	禁止物質を2種類追加

改訂履歴(3)

改訂番号	年月日	理由・内容
第17版	2017年7月1日	1. 環境活動について記述見直し 2. 禁止物質を2種類追加
第18版	2018年1月1日	禁止物質など全面見直し
第19版	2018年4月27日	表2にSCCP、デカブロモジフェニルエーテルと水銀化合物を追加
第20版	2021年1月1日	1. 環境活動の内容を環境計画2020から2050の内容に整合 2. 表1中、ヤマハ発動機の製品、及びヤマハ発動機の製品とともに出荷されるものに間材を追加。 3. 3.5 3)について記述見直し 4. 表2にジコホルとPFOAとその塩及びPFOA関連物質を追加
第21版	2022年5月1日	1. 「サステナビリティ基本方針」への改定を反映 2. 環境計画2050の見直し内容に整合 3. 「環境負荷物質」を「製品含有化学物質」に一部修正 4. お問い合わせ先の変更
第22版	2024年4月1日	禁止物質を4種類追加 ・PFHxSとその塩及びPFHxS関連物質 ・デクロランプラス ・UV-328 ・メキシクロル
第23版	2026年7月1日	1. 環境計画2050の内容を一部変更 2. 表1の内容を一部変更 各分類の定義と製品例を記載 3. 表2に禁止物質を3種類追加 ・クロルピリホス ・中鎖塩素化パラフィン(MCCP) ・長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及びLC-PFCA関連物質

<本ガイドライン全般に関するお問い合わせ先>

人事総務本部 環境推進部 戦略1グループ

e-mail : kankyojimukyoku@yamaha-motor.co.jp

<製品含有化学物質管理に関するお問い合わせ先>

人事総務本部 環境推進部 製品環境法規1グループ

e-mail : env.tech@yamaha-motor.co.jp

<グローバル共通禁止物質に関するお問い合わせ先>

人事総務本部 安全健康推進部 グローバルEHS推進グループ

e-mail : kaseihin@yamaha-motor.co.jp